## 福島県と株式会社東邦銀行、東京海上日動火災保険株式会社との 地方創生・SDGs の推進に関する連携協定

福島県(以下「甲」という。)と株式会社東邦銀行(以下「乙」という。)、東京海上日動火災保険株式会社(以下「丙」という。)とは、相互の連携を強化し、地方創生・SDGsの推進に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に密接に連携し、それぞれの資源を有効に活用した活動により、地方創生・SDGsの推進に資することを目的とする。

(連携事項等)

- 第2条 甲、乙及び丙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。
  - (1) 企業の競争力強化や雇用創出に関すること。(8.働きがいも経済成長も)
  - (2) 未来を担う若者の定着や還流に関すること。(8.働きがいも経済成長も 11.住み続けられるまちづくりを)
  - (3) 農林水産業の振興に関すること。(14.海の豊かさを守ろう 15.陸の豊かさを守ろう)
  - (4) 定住や二地域居住の振興に関すること。(11.住み続けられるまちづくりを)
  - (5) 交流人口の拡大に関すること。(11.住み続けられるまちづくりを)
  - (6) 結婚や出産・子育ての支援に関すること。(3.すべての人に健康と福祉を 4.質の高い教育をみんなに)
  - (7) まちの新たな魅力創造に関すること。(11.住み続けられるまちづくりを)
  - (8) 女性活躍の推進に関すること。(5.ジェンダー平等を実現しよう)
  - (9) 共生社会の推進に関すること。(5.ジェンダー平等を実現しよう)
  - (10) 健康経営(従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること)の推進に関すること。(3. すべての人に健康と福祉を)
  - (11) 防災減災の推進に関すること。(11.住み続けられるまちづくりを)
  - (12) 働き方改革の推進に関すること。(8.働きがいも経済成長も)
  - (13) 環境に優しい取組の推進に関すること。(13.気候変動に具体的な対策を)
  - (14) その他、地方創生・SDGs の推進に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲、乙及び丙は定期的に協議を 行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙の合意の上、 決定する。
- 3 乙及び丙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙、丙の関係会社に 実施させることができる。
- 4 第1項各号に定める事項を推進するにあたって、甲、乙及び丙は、県内市町村と の連携が図られるように努めるものとする。

(協定内容の変更)

第3条 甲、乙及び丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から4年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及 び丙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲、乙及び丙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た他の当事者の 秘密事項を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に書面による当 事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1 通を所持する。

令和2年 3月 23日

甲:福島県福島市杉妻町2番16号

福島県

福島県知事

乙: 福島県福島市大町3番25号

株式会社東邦銀行

取締役頭取

丙:東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

東京海上日動火災保険株式会社

常務執行役員